⑵　「⑵　特定増改築等住宅借入金等特別税額控除の対象工事（償還期間が５年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）又は特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）を含む増改築等をした場合）」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

①　「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：２％控除分）」の欄には、証明申請者が租税特別措置法（以下「法」という。）第41条の３の２第１項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：２％控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の３の２第１項又は第４項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域の区分」の欄には建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表１の㈥項に掲げる「５－１省エネルギー対策等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

③　「断熱改修工事等（省エネ改修工事：１％控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の３の２第４項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第18項に規定する増築、改築、修繕又は模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕又は模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域の区分」の欄には建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

④　「上記以外の第１号～第４号工事（１％控除分）」の欄には、備考３⑴①から④により記載するものとし、施行令第26条第23項第１号から４号までに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑶　「⑶　住宅特定改修特別税額控除の対象工事（高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）又は一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

①　「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第１項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第１項又は第２項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域の区分」の欄には、建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第26条の28の５第11項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって「租税特別措置法施行令第26条の28の５第11項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の３第４項第１号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示」（平成21年経済産業省告示第68号）に適合する太陽光の利用に資する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するものを○で囲むものとする。

４　「２．実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取付け若しくは取替えに該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

５　「３．実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

⑴　「⑴　住宅借入金等特別税額控除の対象工事（償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合）」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること（平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同表の記載を要しない。）。

①　「①　第１号工事～第６号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第26条第23項第１号から第６号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「②　補助金等の交付の有無」の欄には、実施された法第41条第１項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、法第41条第１項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

③　「①から②を差し引いた額（100万円を超える場合）」の欄には、「第１号工事～第６号工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額（100万円を超える場合）を記載するものとする。